

会則

第1条（名称）

本会は「亀成川を愛する会」（以下 本会）と称す。

第2条（目的）

本会は亀成川及びその流域の生物多様性を、地域住民、市民団体、行政及び関係機関との協働により、地域の暮らしの中で保全し、里山の環境（地域の産業及び伝統文化を含む）を後世に残すことを目的とする。

第3条（事務所）

本会は事務所を代表者宅におく。

第4条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1 亀成川及び流域の生物多様性を保全するための調査と保全方法の検討
- 2 保全のための方法や対策についての関係機関への働きかけ
- 3 里山環境の維持のためのシステムの構築
- 4 里山保全についての学習および普及活動
- 5 その他会の目的達成に必要なこと

第5条（会員）

本会の目的に賛同する個人を会員とする。

第6条 [役員]

本会に次の役員を置く。

・会長 : 1名

この会を代表し、その業務を総理する。

・副会長 : 1名

会長を補佐し、会長に事故等があったときは、会長の職務を代行する。

・事務局 : 若干名

会の総務（会員管理、記録・情報管理、その他庶務全般）、組織運営マネジメントを行なう。

・会計 : 1名

予算及び決算並びに財産の管理等を行う。

・会計監査 : 1名

役員業務執行の状況及びこの会の財産の状況を監査するとともに、必要がある場合は、会議の招集を請求する。

第7条（役員任期）

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第8条（会議の種類）

- ・ 総会（定例総会は年 1 回）
- ・ 運営会議（必要に応じて開催、軽微な議事についてはメール会議とする）

第9条（会議の招集）

会議は会長が招集する。

第10条（経費）

本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれに充てる。

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11条（その他）

本会則の変更は、総会における出席会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

第12条 [附則]

本会則は2010年9月23日より施行する。

運用細則

会費について

年会費 1000 円とする。

なお、途中退会者の既納の会費は返却しない。